

議 第 49 号

平成29年 2 月 21 日提出

熊本市暴力団排除条例の一部改正について

熊本市暴力団排除条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市暴力団排除条例の一部を改正する条例

熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「高等学校」の次に「並びに特別支援学校の中学部及び高等部」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提出理由）

本市の特別支援学校の設置に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。